

基安発 0521 第 2 号

平成 25 年 5 月 21 日

別紙関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

平成 25 年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について

職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下、「基本対策」という。）により示しているところですが、平成 24 年の職場での熱中症による死亡者数は 21 人と依然多くの方が亡くなっていることから、基本対策で示している熱中症予防対策の的確な実施が必要です。

さらに、平成 25 年の暖候期（6～8 月）は、平年より高めの気温となることが暖候期予報で予想されている（解説の 1 参照）ほか、計画停電は回避されたとはいえ、夏の電力需給の逼迫のおそれもあることから、屋内の熱中症の発生も懸念されています。

以上を踏まえ、平成 25 年の職場での熱中症予防対策については、建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下、「建設業等」という。）並びに製造業を対象業種として、基本対策のうち、特に下記の事項を重点的に実施することとしましたので、貴職におかれましては、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成 24 年の職場での熱中症による死亡災害の発生状況及び記録的な猛暑となった平成 22 年の職場における休業 4 日以上熱中症の発生状況について、別紙 1 のとおり取りまとめましたので、ご活用下さい。

記

(略)